

高教組新聞

号外



2025年12月5日(金)

発行 長崎県高等学校教職員組合

〒856-0013 長崎市中川2丁目2-5

☎ 095(827)5882

✉ naga-kks@fsinet.or.jp

文責 書記長 岡山 英生

県教委、教員特別手当改悪を提案 高教組、労働と教育の両面で反対

11月17日、県教委の教育政策課長他2人が高教組会館に来局し、教員特別手当（教諭・養護教諭・実習教員・寄宿舎指導員・講師等に支給）を国の基準変更そのままに改定したいと提案しました。高教組は委員長と書記長が対応し、提案は教職調整額の増額を値切った上に教育を歪めるものであり、国に追従せずに自治体として独自の判断をすべきとして、反対しました。

【主な提案内容】

- 全員3分の2程度に縮減。
(理由：教職調整額増額の財源確保)
- 担任に3000円加算。
(→担任の多くは減収分を上回る)
特支学級・学校の担任は除く。
2人担任制の場合、1人1500円。

欠席・遅刻生徒の保護者への確認を正副のどちらがやるかなどといったことは、これまであまり細かく気にせずに互いに協力し合ってやってきました。しかし担任のみに加算がつけば、副担任の協力が得られにくくなり、担任の仕事がさらに増えることにもなりかねません。職務手当は職務が明確であることが前提であり、高教組は県教委がどのように区分けを考えているか質しましたが、回答は「特に考えていない」とのことでした。

調整額理由の特支除外は不当

県教委は担任手当の対象から特支学級・学校の担任を外した理由を「調整額があるから」としています。調整額は職務の特殊性を根拠として支給されるもので、人材確保とは趣旨が違うので、これを理由とした特支の除外は不当です。高教組はこの点を指摘し見解を質しましたが、回答はありませんでした。

教職調整額の増額を値切るな

県教委は、教職調整額が引き上げられるので手当が減ったとしてもプラスだと言います。しかし教職調整額の引き上げは長時間過密労働の埋め合わせであり、決して値切ってよいものではありません。

人材確保の手当をなぜ今削る

教員特別手当は人材確保法に基づくもので、「優れた人材を確保」(第1条)することが目的です。人手不足の今、3分の2に減らすのは法の趣旨にも反し不合理です。高教組はこの点を指摘し見解を質しましたが、県教委は「国の基準変更と人勧・人事委勧告に沿ったもの」との回答に止まりました。

同じ賃金の中での増減は不当

教職調整額の割合の引き上げは、そのための財源を確保して行うのが当然です。別の手当を削って充てるべきものではありません。高教組はこの点を指摘し見解を質しましたが、回答はありませんでした。

担任加算で仕事は増えるかも

出席統計や成績入力を正副のどちらがやるか、SHRやLHRにどの程度副担任が参加するか、

この他詳細は中央委員会議案書(1月発送)にて